

協議第 1 2 8 号

平成 1 7 年 7 月 2 5 日 確認

福祉保健部会の事務事業詳細調整の協議について

福祉保健部会の事務事業詳細調整の協議について別紙のとおり提出する。

平成 1 7 年 6 月 2 9 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

【協議結果】

項目番号 4 1 重度心身障害者タクシー料金助成事業

項目番号 4 4 身体障害者自動車燃料費助成事業

項目番号 4 5 人工透析患者通院手当

以上 3 項目については、再提案。

その他の項目は確認

詳細調整提案項目一覧

専門部会	分科会	番号	項目名
8 福祉保健部会	2 児童母子分科会	10	母子福祉年金及び児童援護金事業
		11	母子家庭等高等学校通学費助成
		12	母子・寡婦福祉事業
	4 障害福祉分科会	15	心身障害児(者)福祉年金給付事業
		16	重度心身障害者等介護手当給付事業
		41	重度心身障害者タクシー料金助成事業
		44	身体障害者自動車燃料費助成事業
		45	人工透析患者通院手当

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	児童母子
------------	------	-------------	------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
10 母子福祉年金及び児童援護金事業 11 母子家庭等高等学校通学費助成 12 母子・寡婦福祉事業	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 10、11、12を一体的に見直し、母子等福祉事業（仮称）として、以下の事業を実施する方向で調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給限度額を超える一定の所得額の児童扶養手当対象世帯に対し、新市の単独事業として、児童援護金（仮称）を支給する。支給対象となる所得額、援護金の額等については、合併までに調整する。 ・母子または父子家庭等の児童に対し、小学校入学時、中学校卒業時に祝金を支給する。なお、金額については、合併までに調整をする。 <p>.....</p> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 目的 母子福祉年金、児童援護金、母子家庭等高等学校通学費助成など合併関係市町村で実施してきた事業を見直し、母子等福祉事業として次の事業を実施し、母子等福祉の増進を図る。</p> <p>2 事業内容 (1) 児童扶養手当の支給限度額を超える一定の所得額の児童扶養手当対象世帯に対し、児童援護金を支給する。</p> <p>ア 対象者 児童扶養手当対象世帯で、受給者本人の所得制限により、全額支給停止となった者のうちその所得額が規定する所得の範囲内である者</p> <p>イ 支給内容 (ア) 子ども（0歳から18歳まで）1人につき、その所得にあわせて月額8,030円から支給額が1,000円をくだらない階層までを支給する。 (イ) 2人目の子どもは、月額2,500円を加算する。 (ウ) 3人目以降は、1人につき月額1,500円を加算する。 (エ) 国が定める児童扶養手当の支給額を考慮し、減額や増額の改定のあった場合は、それに準ずる。また、申請から5年を経過した場合及び母子となった日から7年を経過した場合に国の定める基準を考慮し、一部支給を制限する。</p> <p>ウ 児童援護金支給一覧</p>	

(単位:円)

支給額	扶養人数	所得金額										
8,030	0人	1,920,000以上 2,020,000未満	1人	2,300,000以上 2,400,000未満	2人	2,680,000以上 2,780,000未満	3人	3,060,000以上 3,160,000未満	4人	3,440,000以上 3,540,000未満	5人	3,820,000以上 3,920,000未満
6,180		2,020,000以上 2,220,000未満		2,400,000以上 2,500,000未満		2,780,000以上 2,880,000未満		3,160,000以上 3,260,000未満		3,540,000以上 3,640,000未満		3,920,000以上 4,020,000未満
4,330		2,220,000以上 2,320,000未満		2,500,000以上 2,600,000未満		2,880,000以上 2,980,000未満		3,260,000以上 3,360,000未満		3,640,000以上 3,740,000未満		4,020,000以上 4,120,000未満
2,480		2,320,000以上 2,420,000未満		2,600,000以上 2,700,000未満		2,980,000以上 3,080,000未満		3,360,000以上 3,460,000未満		3,740,000以上 3,840,000未満		4,120,000以上 4,220,000未満

		<p>(2) 母子または父子家庭等の児童について、小学校入学時及び中学校卒業時に下記の金額を上限に予算の範囲内において図書券を支給する。</p> <p>ア 対象者 母子又は父子の家庭等の児童</p> <p>イ 支給内容 (ア) 小学校入学者 5,000円の図書券 (イ) 中学校卒業生 5,000円の図書券</p>	
--	--	---	--

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	障害福祉	
区 分	統一時期	調整結果		備 考
15 心身障害児(者)福祉年金給付事業	H18.4.1	<p>調整内容表(様式4) 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市においては、国制度の補完の観点から、心身障害児を扶養している父母または養育者に対して年金を支給していく方向で調整する。 なお、支給基準、金額等については津市の例を基本として合併までに調整を図っていく。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 <ul style="list-style-type: none"> 心身障害児の保護者に心身障害児福祉年金を支給することにより、これらの児童の生活の向上と福祉の増進を図る。 2 対象者 <ul style="list-style-type: none"> 新市内に住所を有する3歳以上20歳未満の者で、以下に該当する者の保護者とする。ただし、障害児福祉手当の支給を受ける者には、適用しないものとする。 (1) 身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する1級から3級までの障害を有する者 (2) 知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法第12条に規定する児童相談所において、療育手帳の障害の程度が最重度、重度又は中度と判定された者 3 年金額等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 年金額 <ul style="list-style-type: none"> 対象児1人につき7,000円/月 (2) 支給期間 <ul style="list-style-type: none"> 受給者が認定請求をした日の属する翌月から、その受給権を失った日の属する月までの間とする。 (3) 支給方法 <ul style="list-style-type: none"> 月割計算によるものとし、4月、8月及び12月の3期に分けて支給する。(4月支給分は12月～3月、8月支給分は4月～7月、12月支給分は8月～11月) (4) 対象児が施設等に入所したときは、支給を停止し、月割計算により支給する。 		

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	障害福祉	備考
区分	統一時期	調整結果		備考
16 重度心身障害者等 介護手当給付事業	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・新市においても、引き続き手当てを支給していく方向で調整する。なお、対象、金額等については、合併までに調整する。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 目的 手当てを支給することにより、ねたきり老人及び精神又は身体に重度の障害を有する者の日常生活を介助する者の福祉の増進に資する。</p> <p>2 対象者 新市内に住所を有する所得税非課税世帯の者で次のいずれかに該当する障害者等と同一の生活を営み、当該障害者等を常時介護している者とする。ただし、報酬を得て当該障害者等を介護している場合は、対象としない。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、上肢障害、下肢障害、体幹機能障害又は視覚障害で1級に該当する20歳以上の者</p> <p>(2) 児童福祉法第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所等の判定により最重度、重度に該当する20歳以上の者</p> <p>(3) 介護保険法第27条に規定する介護認定4又は5に認定されている者</p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する20歳以上の者</p> <p>3 次のいずれかに該当する場合は、対象外とする。</p> <p>(1) 特別障害者手当又は経過的福祉手当を受給している者。ただし、支給停止のものは除く。</p> <p>(2) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者療護施設その他これに類する施設に入所したとき。</p> <p>(3) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に入所したとき。</p> <p>4 手当額等</p> <p>(1) 手当額 障害者等1人につき36,000円/年</p> <p>(2) 支給対象期間 受給者が認定請求をした日の属する翌月から、その受給権を失った日の属する月までの間</p> <p>(3) 支給方法 3月に支給する。なお、支給月以前に受給権を失った者については、月割り計算により随時払いを行う。</p>		

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	障害福祉
------------	------	-------------	------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
41 重度心身障害者タクシー料金助成事業 44 身体障害者自動車燃料費助成事業 45 人工透析患者通院手当	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <p>・新市においては、重度心身障害者タクシー料金助成、身体障害者自動車燃料費助成事業及び人工透析患者通院手当とを合わせ、対象者にタクシー料金助成、自動車燃料費助成のいずれかを選択できることとする新たな一つの制度を制定する方向で調整する。</p> <p>なお、支給要件、金額等については合併までに調整を図っていく。</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 目的 身体障害者等交通支援サービス事業として、身体障害者等に対し通院・通学等に要する費用の一部を助成することにより、身体障害者等の生活の安定、福祉の増進を図る。</p> <p>2 基本条件 新市内に住所を有し、通院通学等のため、タクシー、自家用車、公共交通機関を月4回以上利用している者で、本人所得税非課税の者とする。ただし、障害児については、保護者が所得税非課税の者とする。なお、特殊教育就学奨励制度を受けている者には適用しない。</p> <p>3 助成対象者 以下に該当する者 (1) 身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する1級及び2級に該当する者 (2) 児童福祉法第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所等の判定した最重度、重度に該当する者 (3) 精神保健福祉法第45条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則に規定する1級及び2級に該当する者</p> <p>4 助成額 (1) 月4回以上の場合 2,000円/月 (2) 月8回以上の場合 3,000円/月</p>	